○橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク事業実施要綱

平成28年4月11日 告示第117号

改正 平成31年3月29日告示第77号 平成31年4月26日告示第112号

(目的)

第1条 この告示は、認知症などにより行方不明になるおそれのある高齢者等が行方不明になった場合に地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関が連携し、対象者の生命と安全を守り、併せて、その家族等への支援を図るため、橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク事業(以下「事業」という。)を実施することにより安心して暮らせるまちづくりに資することを目的とする。

(事業内容)

- 第2条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 対象者の把握に関すること。
 - (2) 対象者の事前登録及び見守り・安心シールの交付に関すること。
 - (3) 行方不明になった対象者の早期発見に関すること。
 - (4) 対象者及びその家族等への見守り支援に関すること。
 - (5) 事業の普及啓発に関すること。
 - (6) 地域の関係機関との連携に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために必要なこと。

(対象者)

- 第3条 事業の対象者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 市内に住所を有する者であって、認知症などにより行方不明になるおそれのある高齢者等
 - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(地域の支援体制)

- 第4条 市長は、対象者に対する支援を円滑に行うため、地域の関係機関から構成する「橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク」(以下「見守り・安心ネットワーク」という。) を設置する。
- 2 見守り・安心ネットワークは、事業の主旨に賛同した橋本市社会福祉協議会、市内の介護保険事業所及び社会福祉施設等(以下「協力機関」という。)の協力を得るものとする。

- 3 協力機関は、橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク事業協力届出書(様式第1号)を市 長に提出するものとする。
- 4 市長は、見守り・安心ネットワークの連携を図るため、必要に応じて会議を開催することができる。

(登録等)

- 第5条 第2条第2号に規定する事前登録を希望する対象者の家族その他これに準ずる者(以下「家族等」という。)は、橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク登録届(様式第2号。 以下「登録届」という。)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による登録届の提出があったときは、当該対象者の情報を登録する とともに、住居地を管轄する警察署長(以下「管轄警察署長」という。)及び消防長に情報 提供を行うものとする。
- 3 前項の規定により登録を受けた対象者(以下「登録者」という。)の家族等(以下「登録家族等」という。)は、当該登録者について、登録内容の変更が生じたとき又はその登録を廃止しようとするときは、速やかに橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク登録変更(廃止)届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(見守り・安心シール)

第6条 市長は、登録者に見守り・安心シールを交付するものとする。

2 前項の規定により見守り・安心シールの交付を受けた登録者は、見守り・安心シールを 衣服・鞄・靴などに貼付することとする。

(捜索の依頼)

- 第7条 登録者の捜索を依頼しようとする登録家族等は、管轄警察署長に行方不明になった 旨を届け出た後、橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク連絡票(依頼)(様式第4号。以 下「連絡票」という。)を市長に提出するものとする。
- 2 前項の規定により届出を受けた警察署長は、届出があった旨を速やかに市長に連絡するものとする。

(見守り支援の実施)

第8条 市長は、前条第2項の規定により警察署長から連絡があったときは、前条第1項の規定により提出された連絡票に基づき、協力機関に見守り支援を要請するとともに、橋本市防災行政無線及び防災はしもとメールを利用し、広く市民等に情報提供し、見守り支援の協力を依頼するものとする。

- 2 前項の見守り支援は、協力機関又は市民等が捜索対象者を発見した場合に警察署長へ連絡を行うものであり、同署による捜索の一環として行われるものではなく、市民等の任意の協力の下に行われるものとする。
- 3 前条及び前2項の規定は、登録者以外の対象者の家族等から管轄警察署長への捜索依頼が あった場合において、準用するものとする。

(見守り支援の終結)

- 第9条 市長は、管轄警察署長等から捜索対象者を発見した旨の報告を受けたときは、橋本 市高齢者等見守り・安心ネットワーク連絡票(終結)(様式第5号)を作成し、見守り支援終 結の旨を前条の規定の例により見守り支援を要請した協力機関等に連絡するものとする。
- 2 前項の見守り支援の終結の旨の連絡を受けた協力機関は、本市からの情報提供の内容が 記された書類等を裁断等適当な方法により、直ちに処分しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第10条 協力機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の個人情報 保護関係法令を遵守するとともに、この事業により知り得た個人情報を目的以外に使用し、 又は他に漏らしてはならない。

(事業の所管課)

第11条 この事業は、健康福祉部いきいき健康課(地域包括支援センター)が所管するものと する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、平成28年4月14日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第77号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月26日告示第112号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月26日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の各告示(本則の規定により改正される全ての告示をいう。) に規定する様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使 用することができる。 橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク事業協力届出書

橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク事業の主旨に賛同し、協力します。 なお、提供された個人情報は、個人情報保護関係法令を遵守し、責任をもって管理するものとし、終結後はすみやかに破棄します。

年 月 日

*事業所/代表者:	<u> </u>
*所在地/住所:	
*電話番号:	
*FAX番号:	
(情報提供を受けるFAX番号)	
*営業日/時間	

☆この用紙は協力してくれる方を把握するために使用します。

様式第2号(第5条関係)

橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク登録届

(あて先) 橋本市長

次のとおり橋本市に事前登録の申し出を致します。事前登録後管轄する警察署長、消防長に情報 提供する事及び行方不明時には橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク事業実施要綱第4条第2 項に定める協力機関へ次の情報を提供することに同意します。

本人氏名 : 氏名 届出者:氏名) 印_ 本人との続柄(: 住所 電話 登録番号:

	フリガナ				家族構成(主介護者等)	
	氏 名			男		
			(旧姓:)女		
	生年月日					
		年 月	日生 (歳)		
	住 所			電話(自宅):	
				携帯電話	:	
本	行方不明歴	なし ・ 有り) (回)			
'T'	発見場所					
Ι.	認知症状	なし・あり) (住所。	や名前は 言	える ・ 言えない)	
人	the Attile	Д. Б	forte de	≥ \/ 		
	特徴	身長:		く姿勢 カルケサ	~~~	
0)		体重:	kg程度 体标		· ふつう · やせ気味	
		頭髮:	() 眼鏡:有		
状		特記事項:出身地	2・前住所・職業・行	_{了きつけの場所・愛}	を称・持ち歩く物・車の運転等	
況		運転免許:(有	無) 自動	動車ナンバー:(和	歌山 —)	
	注意事項					
	病 名					
	内 服 薬					
	かかりつけ	医療機関名:				
	医療機関	主治医:		電話	:	
	介護保	担当ケアマネジュ	r — :	所属:		
L	険	介護度:		電話	:	
連	[絡先 1	氏名:	続柄	電話()
	/ b !!			携帯()
連	[絡先 2	氏名:	続柄	電話()
	携帯 (ー 確認事項 ※防災行政無線・防災はしもとメールの利用について)			
確	認事項		D + 2 + 1 - 0 - 1		•	
(行	方不明時には		Ŋ灰1T以悪線とメ [、]	-ル・メールの	み ・ 利用しない 】	
再度	確認します)					

- 本人の特徴が分かる写真(顔写真・全体写真)を必ず提出してください。
 届出事項等に変更が生じた場合(寝たきり・転居・特徴・死亡など)は、ご連絡下さい。
 事前登録届は、橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク事業以外の目的に使用することはありません。

様式第3号(第5条関係)

橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク登録変更(廃止)届

年 月 日

届出者 氏 名

印

住 所

電話番号

下記の者の登録内容を、次のとおり変更(廃止)したいので届けます。

	登録 No.	
登録者	氏名	
	住 所	
変更(廃止)理由		
変更内容		

様式第4号(第7条関係)

橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク連絡票(依頼)

(あて先) 橋本市長

橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク事業実施要綱に基づき、次の者の発見について協力を依頼します。また、同要綱第4条第2項に定める協力機関へ次の情報を提供することに同意します。

依朝	!者: <u>比名</u>			<u> 電話: </u>	
	: 住所				
フ	リガナ			事前登録届	済・未・不明
+	人の氏名		男	登録No	橋本市
4	人の氏名	旧姓: ()	歳)女	警察への通報	済・未
	日時	年 月 日(曜	星日)	天候:	
	H #/J	午前	か・午後	時	分
		(不明となった場所・状況)			
 方					
不	状 況 等	 車の利用 (有 ・ 無)車のナン	(13 - ()
明に	外 観	上着衣:	身長		
なっ	上の	工有外.			
た	特徴		頭髪		7 (2) () (
時の		履 物:	眼 鏡	:	
状		持ち物:	その他:		
況		所持金:	衣類等~	への身元表示:	有 · 無
名 前 言える ・ 言えない			認知症について:有(軽度・ 中度		
	住 所	言える ・ 言えない	重度)	• 不明	
[特記事項] *以前行きたがっていた場所・以前保護された場所・保護時に注意して欲しいこと*					
※防災行政無線・防災はしもとメールの利用					
''-	守り支援解除				
□ 発見日時: 年 月 日(曜日)午前·午後 時 分					
□ 光光					
		 呆護 □ 病院へ搬送 □ 帰宅 □ そ	この仙 ()
		木皮 1 州佐、加及 1 市七 1 で			
[解除連絡] _□ 連絡日時: 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分					
,	□ 座船口時: 中 月 口 (唯口) 十削・十後 時 <i>万</i> 発信者名 ()				

様式第5号(第9条関係)

橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク	連絡票(終結)	
年 月 日に情報提供しました行方不明者 様)につきましては、		
発見日時:	頃	
発見場所:		
にて、発見されました。		
ご協力いただき、ありがとうございまし	た。	
なお、先に送信いたしました「橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク連絡票」の破		
棄をお願いします。		
今後ともご協力をよろしくお願いいたします。		
発信元:	橋本市健康福祉部	
	いきいき健康課(地域包括支援センター)	
	(担当:	
	電話 33—1111 FAX 34—1652	
	発信日時: 年 月 日()	
	AM·PM 時 分	

様式第1号(第4条関係) 様式第2号(第5条関係) 様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第9条関係)